

5 福薬業発第 3 9 9 号  
令和 5 年 1 2 月 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 永嶋 友洋

### オンライン資格確認等システムの運用開始日の入力をお願い（再依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかより、日本薬剤師会を通じて別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

現在、多くの医療機関等にオンライン資格確認を導入いただいたところですが、すでにオンライン資格確認の運用を開始しているにも係わらず、医療機関等向けポータルサイトにおいて運用開始日を入力していない場合が見受けられるとのことです。

運用開始日を入力することは、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定要件の一つになっています。

運用開始日は、医療機関等向けポータルサイトのフォームから入力することができ、運用開始日が入力されているかは厚生労働省のホームページから確認することができます。

今一度ご確認いただきますよう、貴会会員へご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

- 医療機関等向けポータルサイト入力フォーム

<https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/start/>

- 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

日 薬 業 発 第 302 号  
令 和 5 年 11 月 29 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

オンライン資格確認等システムの運用開始日の入力をお願い（再依頼）

標記について、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかより、別添のとおり周知依頼がありました。

現在、多くの薬局にオンライン資格確認を導入いただいたところですが、オンライン資格確認の運用を開始しているにも係わらず、医療機関等向けポータルサイトにおいて運用開始日を入力していない場合が見受けられるとのことです。

運用開始日は、医療機関等向けポータルサイトのフォームから入力することができ、運用開始日が入力されているかは厚生労働省のホームページから確認することができるとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

- 医療機関等向けポータルサイト入力フォーム  
<https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/start/>
- 厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

事務連絡  
令和5年11月24日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認等システムの運用開始日の入力をお願い  
(再依頼)

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月1日からオンライン資格確認の導入が原則義務化されたことに伴い、多くの医療機関等にオンライン資格確認を導入いただいたところですが、すでにオンライン資格確認の運用を開始しているにも係わらず、医療機関等向けポータルサイトにおいて運用開始日を入力していない場合が見受けられます。

保険医療機関・薬局は、オンライン資格確認の体制を整備するとともに、患者がマイナンバーカードによる資格確認を希望した場合にはこれに応じることが義務付けられています。また、運用開始日を入力することは、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定要件の一つになっています。運用開始日を入力することで、オンライン資格確認導入施設として厚生労働省のホームページに掲載されます。

運用開始日は、医療機関等向けポータルサイトのフォームから入力することができます。[\(https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/s tart/\)](https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/s tart/)

最近導入した医療機関等におかれましては、運用開始日の入力を行ったかについてご確認いただきますようお願いいたします。また、導入してから月日が経っている場合であっても、ご入力をされたかについて、今一度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

運用開始日を入力していない医療機関等には社会保険診療報酬支払基金から定期的にメールにてご連絡しています。運用開始日が入力されているかは厚生

労働省のホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)) から確認することができます。